

り本部に集合し、市側が整理案を撤回し一切を白紙に返すならば我等も亦欣然として罷業を打切る。旨の聲明書を發し、十五日豫期の如く強制調停の命令を受くるや、午後一時より執行委員會を開き罷業打切りに關し「市當局が原案を撤回せざる限り罷業を繼續すること。但し一時保留に對しては首腦部に一任すること」とし、更に首腦部は警視總監と市側の整理案留保の問題につき懇談したる結果、市側の整理案の留保は整理案發表前の状態に還るものと見解の下に、罷業休止宣言を發表し、續いて各支部に對し休戦指令を發し、十七日より一齊就業を命じた。

一方日交側も大勢順應主義をとり十六日就業宣言を發表して東交と不即不離の行動をとつた。

罷業休止宣言

我等は罷業開始以來今日迄全國無産團體の應援を得て鐵の如き統制の下に市當局の暴舉に對し勇敢なる闘争をつゞけ來つたのであるが今回強制調停に應ずるを機會として九月十七日より全員乗車するの決意をなすに至つた。

願みれば五月五日罷業に入つて既に十二日市民諸君は我等の罷業の爲に多大の迷惑を蒙れるに拘らず市當局の暴舉と闘ふ我等の苦衷を諒とされて絶大なる同情と支持とを與へられた。

特に軍部の嚴正なる中立、在郷軍人會、防護團諸君の冷靜なる態度、言論機關の公平なる支持に對しては我等の深く感謝する所である。

當初意志の疎通を缺けるが爲に若干の青年團諸君の姿を巷に散見せるは我等の遺憾とする處であつたが幸にして事實の經過に従ひ青年團諸君も亦我等の争議の社會的意義を諒解されるに至つた。惟ふに最も困難なる立場に立つ交通労働者の罷業に於て今回の如く一般市民諸君の理解と同情とをかり得たるものはないであらう。

我等は我等の闘争の正しきを確信するとは云へ此の市民諸君の態度に對しては心から感謝せざるを得ないものである。斯るが故にこそ罷業休止が我等に取つて如何に苦痛であらうとも意を決して市民諸君の好意に報ひざるを得ない所以である。

從來の強制調停の苦き經驗は動もすれば我等を強壓して不利に導く事を教へてゐるも我等が此の苦き經驗に拘はらず、罷業を休止して乗車せんとするはさきに云へるが如く一は市民諸君の理解と同情に報ひんがためであり、二には此の市民諸君の理解と同情とが前途多難なる強制調停の進行に當つて我等に變らざる支持と後援を與へる事を信じて疑はざるが故である。願はくば我等をして再び罷業のやむなきに至らしむる勿れ。

かくて従業員側は十七日始發より一齊就業すべき筈であつたが、電氣局側の意思各營業所に徹底せざりしものか、各所に衝突を演じ、十八日漸く就業の運びとなつた。これに對して、局側は九十九名の懲戒解雇者、組合員外で同情罷業をしたため出勤停止に處せられた電燈課の二十七名に對し就業を拒否する等のいざこざを生じた。

二 調停委員會經過

従業員側は九月十六日左記の委員三名を選定し届出た。

- 東京交通労働組合執行委員長 工場部員 熊本利男
- 東京交通労働組合執行委員 軌道部員 河野平次
- 同 自動車部員 植村貞雄

東京市側は十七日同じく左記の三名を選定し届出た。

- 東京市 市助 役 澤本與一
- 東京市 財務局長 後藤梯次
- 東京市 電氣局長 山下又三郎

依つて警視總監は以上の六名に對しそれ／＼委員囑託の手續をとると共に、法定期間内に中立委員三名の選定届出を要求したる結果、中立委員は左の諸氏に決定した。

- 財團法人協同會常務理事 吉田茂
- 法學博士 渡邊鐵藏
- 財團法人専修大學常務理事 道家齊一郎

(右の内渡邊氏は市側の推薦に係り道家氏は従業員側が推薦したるもの)